

令和8年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱

令和8年2月27日制定
一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して行うトラックドライバー又は安全運転管理者等（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者は、兵ト協の会員事業者（以下「会員」という。）で、兵庫県内の事業所に勤務するドライバー等を第3条に定める助成対象研修施設（以下「研修施設」という。）に派遣し、安全教育訓練を受講させた会員とする。

(助成対象研修施設及び助成対象研修)

第3条 助成対象となる研修施設及び助成対象となる研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修施設とは、全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設をいう。
- (2) 助成対象となる研修は、安全、事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であり、全ト協が指定する「特別研修」及び「一般研修」とする。

(助成額)

第4条 特別研修、一般研修及び交通費にかかる助成額は、別に定める実施要領によるものとする。ただし、国等からの助成金が交付されている場合は、助成金を交付しない。

(定員)

第5条 この制度による研修受講は会員からの申込み順に受付するものとする。

- 2 広く制度を活用してもらうため、申込みは原則として1会員2名を上限とする。
- 3 研修定員数又は助成限度額（予算）を超えた場合は、締め切り日前であっても受付を終了する。

(受講適否の事前確認)

第6条 受講を希望する会員は資格、要件及び人数枠等による可否等について、事前に兵ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み)

第7条 前条の確認を得た会員は、受講しようとする研修施設に希望研修（別表）の予約をした上で、様式1「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を兵ト協会長に対して、第6条の確認を得てから10日以内に提出しなければならない。なお、期日が過ぎても提出がないときは、受講を取消したものとする。

(受講料の納入)

第8条 会員は受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を前納しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書)

第9条 会員は訓練実施後7日以内に、様式2「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という。)を兵ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加報告書」及び研修受講料にかかる「領収書」の写し、Gマーク取得事業所においては「安全性優良事業所認定証」の写しを添付しなければならない。

(助成金の支払い請求及び支給)

第10条 兵ト協は全ト協会長に対して助成金を請求し、兵ト協は助成金の交付を受けた後、会員に対して速やかに助成金を支給することとする。

(助成金の返還)

第11条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることが出来る。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(取下げ)

第12条 会員が申込みを取下げるときは、研修受講開始の7日前までに兵ト協会長に対して、様式5「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第13条 会員又はドライバー等が、次の各号のいずれかに該当するときは、研修受講料の一部又は全額並びに交通費を伴う場合はこれを全額負担しなければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しない又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 第9条に基づく所定の書類を添付した報告書を提出しないとき。
- (4) 研修又は手続等において、本要綱若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(附則)

本要綱は、令和8年4月1日から適用する。